労働(厚生労働)省女性局長のキャリアパス分析

―― 一九五〇―一九八五年の労働省入省者を対象に

近藤貴

明

一 先行研究の状況と本稿の課題

近年、

わが国の公務員制度に大きな変革をもたらしたものに、二〇

几 庁の幹部ポストは「指定職」と呼ばれるが、 向 る全指定職に占める女性官僚の割合は、二〇一五年以降、 人事に反映させることが可能となった。 四年の内閣人事局設置が挙げられる。具体的には、 %台を記録するようになっ 内閣人事局の設置以降、 幹部職員人事の一元化」という強力な権限が与えられたことによっ キャリア官僚に対する適格性審査を通じ、 女性幹部職員の登用促進([図1])が挙げられる。 霞が関人事に顕著に現れるようになった傾 たが、 それは 「男女共同参画基本計画」 内閣人事局が公表してい 政権側の意向を霞が関 内閣人事局に 三%台から 中央省

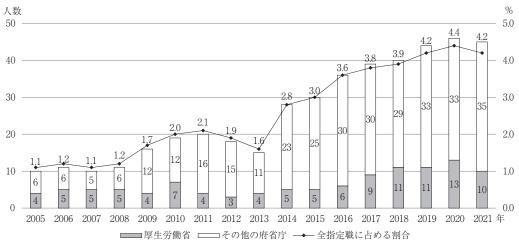
盛り込まれた成果目標を踏まえ、

政権側の意向を汲み取った官僚側

の応答の結果とみることができよう。

全指定職に占める女性官僚の割合と共に、しばしば注目の的となるのが、女性官僚が起用されたポストである。とくに顕著なのが、第二の特許庁長官(宗像直子)、二〇一九年の総務省総務審議官(山田真貴子)、二〇二一年の金融庁金融国際審議官(天谷知子)と農林水産省農林水産で、1011年の金融庁金融国際審議官(天谷知子)と農林水産省農林水産審議官(新井ゆたか)は、当該省庁の次官(次官級)ポストに、初の女性官僚を起用したケースとしてよく知られている。

在職者の人事傾向を析出するキャリアパス分析といった手法で、霞がするキャリアツリー分析や、特定のポスト(事務次官や本省局長)の歴代野では、同期入省者の入省から退官までの選抜・昇進過程を明らかに成の実像を正確に映し出しているといえるのであろうか。行政学の分成の実像を正確に映し出しているといえるのであろうか。行政学の分



[図1] 全指定職に占める女性官僚の人数と割合

出典:人事院・総務省「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」(2006年10月25日公表、2007年10月24日公表、2008年10月27日公表、2009年8月5日公表、2010年7月13日公表、2011年10月21日公表、2012年9月11日公表)、人事院・総務省「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(2012年12月11日公表、2013年12月24日公表)、内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況について」(2014年10月17日公表)、内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の予用状況のフォローアップ」(2015年12月1日公表、2016年12月20日公表、2017年10月27日公表、2018年11月2日公表、2018年11月2日公表、2017年10月27日公表、2018年11月2日公表、2019年11月1日公表)、内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(2020年11月20日公表、2017年10月27日公表、2018年11月2日公表)(いずれも内閣官房内閣人事局ホームページ(https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_w5_list.html)に掲載〉を元に作成。

0

ポストとして、

婦人少年局長、

婦

人労働課長、

婦

人課長が用意され

女性限定

後、

とすれ

ば、

学問的水準を満たす量的

質的

な分析サン

プルを備えて

GHQの後押しを受けて設置された労働省婦人少年局には、

旧労働省と後継の厚生労働省の女性官僚であろう。

機に、 務とする労働省婦 題対策室につ な研究成果を提供している (1100四 入省組以降、 当該ポストに充てる女性官僚を養成するため、 ため、 この労働 原 男女共同参画 は 労働省の 年、 連 省の女性官僚について、 二〇〇五年、 い ほとんどの年次にお の論文の中で、 て、 女性官僚八人 人少年局との調整権限をめぐる組織間 社会形成に 婦 八人の 二〇〇六年)と金子幸子(二〇一三年) 地位 玉 向 かゝ (久保田真苗、 連 上と婦 かる総合調整を担った総理 いて女性官僚を採用し続けてきた。 0) 先行研究を見渡す限 国 人問 [際婦 題 赤松良子、 人年」 労働省では 0 調 査 高橋久子、 九 紛争 連絡調整を主 七 り) が実 九五〇 を回 五. 府 年 牧 婦 を 証 柴田 人問 原 避 契 的 出

知子、

松本康子、

川橋幸子、

藤井紀代子、

堀内光子)を総理

|府に送り込

むこ

た人事政策の

歴代の婦

人問題対策室長を労働省出身者で固め

を析出 ことが背景に挙げられ 行政学の 関 以が関に ij キ 実証的に分析した研究成果は見当たらない。 する研究が盛んである。 ヤ やキャリアパスの手法を用 おける女性幹部職員登用促進はまだ始まったばかりであり、 リア官僚を官僚集団として捉え、 知見を導き得るだけの分析サンプルが圧倒的に不足して る しかしながら、 い て、 女性官僚を官僚集団として捉 その人事傾 管見の限 その理 向や時 り 由としては、 代的変 ij

端 で明らかにしている(2)

強

子)は、 制定に立法段階から関与し、 後まで)に属する女性官僚四人(森山眞弓、赤松良子、高橋久子、佐藤ギン 妻いと、 あ に (一九六○年代の高度経済成長期から一九八五年の男女雇用機会均等法成立前 普及を目指した官僚集団であったとしている。これに対し、 女性を取り巻く生活環境や社会的地位を改善すべく、 生活体験(女性解放運動、 五五―六〇年くらいまで)に属する女性官僚七人(山川菊栄、 労働省の女性官僚には、二つの範型が存在することを指摘した。 ったと述べている。 人について、 あたっては、 ち、 方、 勤労青少年福祉法(一九七〇年)や勤労婦人福祉法(一九七二年)の 金子が設定した時期区分に従うと、 田中寿美子、 金子は労働省婦人少年局の局長七人と一部の課長四人の計 主な略歴や主要業績といった基幹情報を分析した上で 労使間対立の中で調整に努力した 藤田たき、 女工労働調査、GHQの女性通訳)を根底に持ち 男女雇用機会均等法(一九八六年)の制定 高橋展子、 大羽綾子)は、 第 一期(一九四七年から一九 「調整型官僚」 戦後民主改革の 労働省入省前の 谷野せつ、 第二期 すな で 新

や芦立秀朗(は 限定していることから、 官僚の集団的傾向を明らかにしている。 ける女性幹部職員の登用促進に関連して、 を取り上げた研究成果がない訳ではないが、 触れていない。 のように、 $\overline{\circ}$ 牧原と金子は計量分析的手法をもって、 もちろん、 九年)の論文にみられるように、 厚生労働省の女性官僚の集団的傾向について 先行研究において、 ただし、 事務次官や大臣官房長と 出雲明子(二〇一七年) 厚生労働省の女性官 分析対象を労働省に 第二次安倍政権に 労働省の女性

> て設定した。 キャリアパス分析を行った経験があるが、 ポスト(社会・援護局長、 り、 集団として捉え、 析期間を二〇〇一年の中央省庁再編前後にこだわらず、 キャリアパスを分析するにあたり、 岡晋が雇用均等・児童家庭局長(二〇〇八年)と事務次官(二〇二一年)(7) する傾向が顕著である。厚生労働省を対象とした研究につい 体的に捉えた研究成果を発表している。 行政学分野における近年の動向として、官僚制の研究を行うにあた キャリアパス分析の手法を採用した際は、 筆者の検索不足でないとすれば、 重要ポストへの女性官僚の起用についてのみ言及する傾 計量分析的手法を駆使した研究成果は皆無といえる 社会(社会・援護)局保護課長、老健局長)を対象に 厚生省期から厚生労働省期までを 厚生労働省の女性官僚を官僚 先学諸氏の研究に倣 筆者も厚生労働省の複数 分析期間を長期に設定 長期にわたっ ても、

構成は、 K で就任年 とのある一六人の女性官僚を対象にキャリアパス分析を行う。 省本省や厚生労働省本省において、 のあることと考える。 性官僚のキャリアパスを分析し、 し続けている状況を鑑みれば、 のグラフが明示するように、 冒頭で紹介した霞が関の女性幹部職員登用促進に おける配置傾向の分析、 第二章で出身大学別と出身学部別にみる学歴の分析、 齢と在職年数の分析、 以上を踏まえ、 第五章で労働(厚生労働)省の女性行政部 厚生労働省が 前身の労働省を含め、 第四章で労働(厚生労働) その人事傾向を析出することは意義 局長(局長級)ポストを経験したこ 本稿では、 一定割合の女性官僚を輩出 労働省入省後、 おい 厚生労働省の)省の内部部 て、 図

における配置傾向の分析とした。

ある。 なお、分析対象となる女性官僚の氏名と選定理由はつぎのとおりで

キャリアパスの形成過程が大きく異なることから、分析上のバイアス 本稿で取り上げる女性官僚一六人と比較して、労働省の入省資格や 労働省婦人少年局課長に転じた谷野せつ(一九五五年婦人少年局長)は、 子(一九六五年婦人少年局長)、一九四七年に厚生省労働基準局課長から いる— 月)までに退官済み-となるのを避けるため、 (一九四七年婦人少年局長)、藤田たき(一九五一年婦人少年局長)、 の開始前に、GHQとの関わりで労働省婦人少年局に入った山川菊栄 働官僚としてのキャリアパスを形成し、本稿脱稿時点(二〇二二年一〇 由美子、吉本明子の一六人とした。 佐藤ギン子、 合格して労働省に入省後、省内における評価・昇進・選抜を経て、 本稿で分析する女性官僚の氏名は、 右記女性官僚の選定理由については、戦後の国家公務員採用試験に 北井久美子、村木厚子、伊岐典子、 ―の女性官僚とした。従って、戦後の国家公務員採用試験制度 松原亘子、太田芳枝、 -入省から退官までのキャリアパスが完結して 本稿の分析対象から除外したことをあらかじ 藤井龍子、 森山眞弓、高橋久子、 石井淳子、安藤よし子、定塚 岩田喜美枝、 坂本由紀 赤松良子 高橋展 労

出身大学別と出身学部別にみる学歴の分析

キャリア官僚の集団的傾向を述べる際、必ずと言ってよいほど取り

北海道、九州あたりでは出世コースには乗りにくい。当然、法科が主 現在の総合職) は最難関とされており、 系・理系を問わず変わっていない」と述べている。 し」たものの、「合格者数・採用数とも東大卒が圧倒する状況は法文 行政には多様な価値観が必要だとして採用時の東大偏重是正を打ち出 まで扱った西尾隆(二○一八年)は、「〔一九九二年に〕宮沢喜一首相は 流である」と指摘している。 ければ官僚のベスト・コースに乗れない 本清張(一九六三年)は、「官庁に就職するには東大を優秀な成績 者には最高学府である大学卒業者の割合が圧倒的に多い。 でも、キャリア官僚を採用する試験(かつての六級職、 上げられるテーマに、 キャリア官僚と学歴の関係について、昭和期の官僚制を叙述した松 入省前の学歴がある。国家公務員採用試 時代は進み、近年の国家公務員制度改革 当然のことながら、 〔中略〕同じ帝大でも京都や 上級甲種、 試験の合格 で出な

女性官僚一六人の学歴の分析を進めていきたい。では、[図2]の円グラフを元に、出身大学別と出身学部別に分けて、種試験の難関をパスし、労働省に入省したキャリア官僚である。本章本稿で分析する女性官僚一六人は、六級職試験、上級甲種試験、Ⅰ

め断っておく。

大学一人、慶應義塾大学一人と、女性官僚全体の八一%を東京大学出まず、出身大学別の学歴は、東京大学一三人、九州大学一人、高知

と苦労

した者もおり、 身者の中には、

例えば 入省後

わ

0) で

出

あ

る。

ただし、

法学部以

大学别 学部別 慶應義塾大学 文理学部 1人 1人 高知大学 1人 教養学部 法学部 4人 九州大学 7人 1人 東京大学 経済学部 13人 4 A [図2] 学歴の内訳 出典:秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(第2版、東京大学出版会、2013年)、 米盛幹雄編『労働省名鑑』(各年版、時評社)、米盛康正編『厚生労働省名 鑑』(各年版、時評社)を元に作成。 五六% 的 几 K 8 部四

義

ではなかったことが特徴

中 法学部卒で 労 済 略 学部 L たこ 労 出 働 とも 身 債 な 0 権 か あ 石 0) 9 井 ŋ 扱 たことで 淳 ま 子 を は た

に

身者 玉 示して n 9 る際、 大学に進学したと語 Į, 知県で生まれ育った村木厚子は、 家公務員に 商 が占 て、 産業省 る。 他 \aleph なんとなく暗黙の 0) 0) T 貿易摩擦解消 ち なるため、 大学出身者より、 なみに、 っている。 (12) のことは、 東京大学を志望したと回 東京大学出身の定塚由 や途上国支援の T 解 東京大学出身者が有利 で、 キャ 進学先に高知大学を選んだ理 家 ij から通えるところ」 ア官僚として労働 取 り組みに共感し 当美子は、 回顧している。 であっ 高校生 当に で、 たことを 一の頃、 将 採 地 方 用さ 由 来 元 K

> 7 私は大ピンチでした。 この 必死で読み込」 偏らず、 は 東京大学偏 ように、 経済学部 女性官僚 重 0) んで乗り切っ 傾 向 お よそ読 養学部 が認めら 一六人の学歴を分析すると、 たと回 んだことの れる 文理学部 想して が、 出 な I 身 学 部 い ・ 倒産に る_[3] その多様性をみてと K 出 係る法律をG 9 1, 身大学に 7 は 法学

9

K

えることができる一〇

年に

度

のチ

ヤンスである重要な局

面

を

前

Ξ 就任年 齢と在職年 数 の 分

うぎに、

出身学部別の学歴は、

法学部七人、

経済学部

几

養学

ことができよう。

学や

行

知

が

求

人

文理学部 政学の専門

人 人

5

れるキャ

ij

ア

官僚

0 識 ٤ 教

世

い

て、

法学部出

が

几

% お

法学部以外の

出 身者

[身者]

が

٤

必ずしも法

科

偏

重

み合わ れ 長、 白 七年 てい 四 書 わ 年目 五. 爭 が 一歳 る14 自 也 国 成 た で次官と昇進してい で企画官 の官僚 四 年版 入省年を基準とする人事管理がある。 八年目 制 に 四 お に で審議官、 ける特徴 は、 歳 三三歳 くキャ 九年目 るとし 五. て、 IJ で室長、 ア官僚のキャ 歳 年功 年目 九 序 年目 で課長補 四 列 人事と選抜 ij で局長、 歳/二〇年目 人事院の アパ 佐、 スが例 人事 Ħ. 『公務 六歳 九 で課 示さ を

因に その一 る16 ょ しとされてきた。 次官が誕生 9 て なってい 方で、 幹部 すると、 職員の 霞 たことから、 が関 L 新次官と同期 勧奨退職年齢を引き上げる方針が打ち かしなが の事務方 00 5 0 1 . ツ 0) 年 プである次官の れ 入省者は が い 月 わ 1 斉に退職 る 泉内閣 天 人事に 下り す 0) 出 閣 朋 Ź 9 Iされ 議 題__ 0) 決定 が て、 慣 0

焦点を当て、分析を進めていきたい。 生活を当て、分析を進めていきたい。 生活を当て、分析を進めていきたい。 生活を当て、分析を進めていきたい。 生活を積み重ねてきたと思料さいたのであろうか。本章では、課長補佐、課長、部長(部長級)、局でいたのであろうか。本章では、課長補佐、課長、部長(部長級)、局に高を当て、分析を進めていきたい。

はいいてであるが、キャリア官僚にとって、課長補佐時代は多忙であると同時に、実務の責任者となって活躍できる時期であるとされる。女性官僚一六人の場合、就任年齢は三○歳代が一四人、四○歳代が二人、平均三四・○歳、在職年数は八年から一七年の幅があり、平均一一・二年となっていた。[図3]のグラフの推移をみると、森山眞弓から佐藤ギン子の四人は、就任年齢が平均三七・三みると、森山眞弓から佐藤ギン子の四人は、就任年齢が平均三七・三みると、森山眞弓から佐藤ギン子の四人は、就任年齢が平均三七・三次の人は、就任年齢が三二・九歳、在職年数が一〇・三年と、一九六四年に入省した松原以降、就任年齢や在職年数は若年化の傾向にた四年に入省した松原以降、就任年齢や在職年数は若年化の傾向にた四年に入省した松原以降、就任年齢や在職年数は若年化の傾向にあったことを看取することができる。

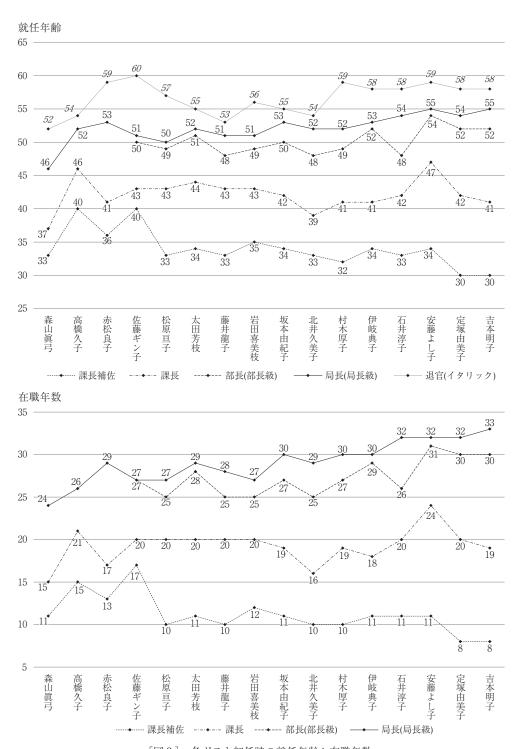
ダーシップを取りながら、職員を動かして業務を進めていかないといた、平均四二・二歳、在職年数は一五年から二四年の幅で、平均一元に、課長の四七歳/在職二四年であるが、全体的にみれば、年長は安藤よし子の四七歳/在職二四年であるが、全体的にみれば、年長は安藤よし子の四七歳/在職二四年であるが、全体的にみれば、年長は安藤よし子の四七歳/在職二四年であるが、全体的にみれば、年長は安藤は四一歳から四三歳、在職年数は一五年から二四年の幅で、平均一定している。村木厚子は課長の職務について、「目に見える形でリーのぎに、課長の場合、就任年齢は三○歳代が二人、四○歳代が一四人、平均四二・二歳、在職年数は一五年がある。

とができよう。 とができよう。 とができよう。 とができよう。 とができよう。 とができよう。 とができよう。 とができる面白さがあります」と述べているが、労働 一番主体的に仕事ができる面白さがあります」と述べているが、労働 とができよう。

ごされていた。 課長の上位に位置する部長(部長級)に昇進させる人事運用が確 進した三人(森山眞弓、高橋久子、赤松良子)を除く、合計一三人が分析 推した三人(森山眞弓、高橋久子、赤松良子)を除く、合計一三人が分析 年となっており、[図3]のグラフの間隔に表れているように、部長 平均五○・二歳、在職年数は二五年から三一年の幅で、平均二七・三 平となっており、[図3]のグラフの間隔に表れているように、部長 のでいた。 ごされていた。

他方、局長(局長級)の場合、就任年齢は四〇歳代が一人、五〇歳代他方、局長(局長級)の場合、就任年齢は四〇歳代が一人、五〇歳と三歳が一五人、平均五二・一歳、在職年数は二四年から三三年の幅で、平が一五人、平均五二・一歳、在職年数は二四年から三三年の幅で、平が一五人、平均五二・一歳、在職年数は二四年から三三年の幅で、平が一五人、平均五二・一歳であったのに対し、二〇一二年以降、局長に就任した四人は平均五四・五歳と三歳対し、二〇一二年以降、局長に就任した四人は平均五四・五歳と三歳が一五人、三人、平均五四・五歳と三歳が一五人、三人、平均五四・五歳と三歳が一五人、三人、平均五四・五歳と三歳といった。

る。実際、局長ポストを経験後、特命全権大使に任命された赤松良子上高くすることを目指す人事運用が実施されたことが要因と考えられ背景には、二○○八年度と比較して、勧奨退職年齢の平均を三歳以



[図3] 各ポスト初任時の就任年齢と在職年数

出典:人事興信所編『人事興信録』(各年版、人事興信所)、同盟通信社編『全国官公界名鑑』(各年版、同盟通信社)、秦郁彦編『日本近現 代人物履歷事典』(第 2 版、東京大学出版会、2013年)、米盛幹雄編『労働省名鑑』(各年版、時評社)、米盛康正編『厚生労働省名鑑』 (各年版、時評社)を元に作成。

在職年数も上昇したものとみることができよう。傾向を示しており、これに影響される形で、局長初任時の就任年齢やと佐藤ギン子を除けば、時代を経るにつれ、退職年齢が漸次高くなる

段の悪影響を及ぼしたとは考えにくいように思われる。と近似値を示している。女性官僚には、出産や育児といったライフイベントが、キャリア官僚としての働き方に何らかの影響を及ぼすことがしばしばある。しかしながら、本章の分析結果と照らし合わせた限がしばしばある。しかしながら、本章の分析結果と照らし合わせた限り、こうした女性特有のライフイベントが、女性官僚の景響を及ぼすことで、女性官僚一六人の就任年齢と在職年数の傾向は、本章との悪影響を及ぼしたとは考えにくいように思われる。

四 労働(厚生労働)省の内部部局における

配置傾向の分析

労働行政部局としての長い歴史を持つ。

一段では、「大力政官庁であるが、そのうち、労働者準局、職業安定局、雇用環境・均等局、人材開発統括官は、労働省から引き継がれた経緯がある。従って、労働省は、二○○一年に厚生省と労働省を合併し成されている。厚生労働省は、二○○一年に厚生省と労働省を合併し成されている。厚生労働省は、一官房一一局三統括官の内部部局から構

小さいというのが、当時の実情であり、その結果、若い間に広い分野(一九五三年入省)は「婦人少年局から他の局に転出する道はきわめて労働省に入省した女性官僚が経験する内部部局について、赤松良子

とか、能力以外のところでの暗黙の慣例がありました」と回想していになっても、女は人事や予算に関わる部署の課長にはしない〔中略〕難しかった」と述べ、村木厚子(一九七八年入省)は「一九八〇年代頃で行政の実務に携わっておきたいという望みは、かなえられることが

る。

ただし、本稿の分析範囲には、一九五〇年代や一九七〇年代の入省者のみならず、一九六〇年代の入省者(松原亘子、太田芳枝)、一九八〇年代の入省者(石井淳子、安藤よし子、定塚由美子、吉本明子)も含まれる。のか否か、「女性官僚の回想」という主観的なリソースだけでなく、のか否か、「女性官僚の回想」という主観的なリソースだけでなく、のか否か、「女性官僚の回想」という主観的なリソースだけでなく、からも、その傾向を析出してみる必要があろう。

歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。 歴を抜き出した[表]とした。

持つ、わが国の女性行政の中核組織である。詳細は第五章で後述する生労働省期の雇用均等・児童家庭局(二〇〇一年―二〇一七年)を前史に婦人局(一九八四年―一九九七年)、女性局(一九九七年―二〇〇一年)、厚雇用環境・均等局は、労働省期の婦人少年局(一九四七年―一九八四年)、経験率において、最も高いのは雇用環境・均等局の一〇〇%である。

の多くが、あらゆるポストを経験している点も注目される。が、課長補佐が六九%、課長が一○○%、局長が八一%と、女性官僚

秘書課長補佐)、岩田と北井久美子(共に官房総務課長補佐)とわずか三人 る。 集中して配置された官房審議官をはじめ、 を数えるのみに過ぎない。 命ケースは、 を有し、 国際課など多岐に渡っていた。 配置先を詳細にみると、 雇用環境・均等局に次いで、 それどころか、 次官・局長コースに乗る登竜門とされる「官房三課長 一九九五年に官房秘書課長となった岩田喜美枝のみであ 「官房三課」 局長の一歩手前の判断者で、 しかしながら、 大臣官房も九四%と高い経験率を示す。 の課長補佐の人数も、 統計情報部、 省全体の統括管理機能 政策調整部門に 太田芳枝(官房 政策調 査部、 の任

厚生省由来の社会・援護局や、 労働省時代に創設された労働行政部局(労働基準局、 括官が三一 基準局が五〇%、 験率をみる限り、 括官は、 人材開発統括官)は、 方、 雇用環境・均等局や大臣官房以外の内部部局については、 経験率が一〇%台と低い水準に留まってい % 社会・援護局が一九%、 周辺的な存在であった。 労政局が三八%、 経験率が五〇%台から三〇%台であったのに対し、 厚生労働省設置時に新設された政策統 職業安定局が三一%、 政策統括官が一二%となる。 経験率を列挙すると、 労政局、 人材開発統 職業安定局 労働 経

局のポスト経験が多い藤井龍子(一九七○年入省)、職業安定局で課長降に現れるようになった点も注意を払う必要があろう。例えば、労政ても、重層的なキャリアパスを形成する女性官僚が、一九七○年代以ただし、女性行政部局だけではなく、その他の労働行政部局におい

いて、専門性を獲得していた。 九八五年入省)は、女性行政分野以外にも、その他の労働行政分野にお九八五年入省)、人材開発統括官で管理職を歴任した吉本明子(一九七九年入省)や伊岐典補佐・企画官・課長を経験した北井久美子(一九七六年入省)や伊岐典

先のポストの傾向についても、 府と厚生労働省を往復するキャリアパスも確認される なっていた。また、村木厚子や定塚由美子のように、 補佐と地方公共団体の幹部ポストを組み合わせた出向形態が標準 や特命全権大使が多いが、一九六〇年代以降の入省者は、 に違いがみられ、 全体の七五%にあたる一二人である。 性官僚一六人のうち、 なお、 労働(厚生労働)省の内部部局のポスト 一九五〇年代の入省者は、 課長補佐以上のポストで出向経験があるの 参考までに分析を加えておきたい。 入省年によって、 総理府婦人問題対策室長 経験では 内閣官房 出向先の傾向 ない 自治省課長 が 内 出 向

大臣官房を中心に、その周辺に、労働行政部局や福祉行政部局が配置大臣官房を中心に、その周辺に、労働行政部局においても、重層的性行政部局だけではなく、その他の労働行政部局においても、重層的性行政部局だけではなく、その他の労働行政部局においても、重層的なキャリアパスを形成するケースも出現するようになってくる。言いただし、一九七〇年代以降に入省した女性官僚の経歴をみると、女だことの表れと捉えることができよう。

このように、内部部局ごとの経験率を割り出すと、

女性行政

部

松原亘子 (1964年入省)	太田芳枝 (1966年入省)	藤井龍子 (1970年入省)	岩田喜美枝 (1971年入省)	氏名 (入省年)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(111 (11)	(111) 1 1 1 1 1	() () ()	1961年
				1962年
				1963年
				1964年
				1965年
				1966年
				1967年
				1968年
				1969年
				1970年
				1971年
鳥取労働基準局課長				1972年
鳥取労働基準局課長				1973年
官房統計情報部課長補佐				1974年
官房統計情報部課長補佐				1975年
労働基準局課長補佐	山形労働基準局課長			1976年
労働基準局課長補佐	職業安定局課長補佐級			1977年
婦人労働課長補佐	職業安定局課長補佐級	鳥取労働基準局課長		1978年
婦人労働課長補佐	出向(経済企画庁補佐)	鳥取労働基準局課長		1979年
婦人労働課長補佐	職業訓練局課長補佐	労政局課長補佐級		1980年
婦人労働課長補佐	職業訓練局課長補佐	労政局課長補佐	愛媛労働基準局課長	1981年
婦人労働課長補佐	職業訓練局課長補佐	労政局課長補佐	愛媛労働基準局課長	1982年
婦人労働課企画官	官房秘書課長補佐	出向(自治省補佐)	婦人労働課長補佐	1983年
婦人政策課長	官房政策調査部企画官	出向(自治省補佐)	婦人政策課長補佐	1984年
婦人政策課長	大阪婦人少年室長	出向(自治省補佐)	婦人政策課長補佐	1985年
婦人政策課長	大阪婦人少年室長	労政局課長補佐	官房総務課長補佐	1986年
官房課長	婦人政策課長	労政局室長	婦人労働課調査官	1987年
官房課長	婦人政策課長	出向(外郭団体)	婦人労働課調査官	1988年
官房課長	婦人政策課長	出向(外郭団体)	大阪婦人少年室長	1989年
官房審議官	官房政策調査部課長	婦人福祉課長	大阪婦人少年室長	1990年
官房審議官	官房政策調査部課長	婦人福祉課長	労政局課長	1991年
婦人局長	出向(石川県副知事)	労政局課長	婦人政策課長	1992年
婦人局長	出向(石川県副知事)	出向(大阪府庁部長)	婦人政策課長	1993年
婦人局長	官房政策調査部長	出向(大阪府庁部長)	官房課長	1994年
労働基準局長	婦人局長	労政局部長	官房秘書課長	1995年
労政局長	婦人局長	労政局部長	官房審議官	1996年
労働事務次官	婦人局長	官房審議官	官房審議官	1997年
労働事務次官		女性局長	官房審議官	1998年
		女性局長	官房総務審議官	1999年
		女性局長	官房総務審議官	2000年
			雇用均等·児童家庭局長	2001年
			雇用均等・児童家庭局長	2002年

局名を省き、所属課名をグレーで表示した。 代人物履歴事典』(第 2 版、東京大学出版会、2013年)、米盛幹雄編『労働省名鑑』(各年版、時評社)、米盛康正編『厚生労働省名鑑』(各

[表] 女性官僚のキャリアパスデータ

氏名 (入省年)	森山眞弓 (1950年入省)	高橋久子 (1953年入省)	赤松良子 (1953年入省)	佐藤ギン子 (1958年入省)
1961年	官房課長補佐			
1962年	官房課長補佐			
1963年	千葉労働基準局課長			
1964年	千葉労働基準局課長			
1965年	官房課長			
1966年	官房課長	埼玉労働基準局課長	年少労働課長補佐	
1967年	官房課長	埼玉労働基準局課長	年少労働課長補佐	
1968年	婦人課長	婦人労働課長補佐	群馬労働基準局課長	
1969年	婦人課長	婦人労働課長補佐	婦人労働課長補佐	
1970年	婦人課長	婦人労働課長補佐	婦人労働課長補佐	
1971年	労政局課長	労働基準局室長	婦人課長	
1972年	労政局課長	労働基準局室長	婦人労働課長	
1973年	官房課長	労働基準局室長	婦人労働課長	
1974年	婦人少年局長	官房統計情報部課長	婦人労働課長	
1975年	婦人少年局長	婦人労働課長	山梨労働基準局長	官房課長補佐
1976年	婦人少年局長	婦人労働課長	山梨労働基準局長	婦人労働課長補佐
1977年	婦人少年局長	婦人労働課長	山梨労働基準局長	労働基準局課長補佐級
1978年	婦人少年局長	婦人労働課長	出向(総理府室長)	婦人課長
1979年	婦人少年局長	出向(総理府室長)	出向(国連公使)	婦人労働課長
1980年		婦人少年局長	出向(国連公使)	婦人労働課長
1981年		婦人少年局長	出向(国連公使)	婦人労働課長
1982年		婦人少年局長	出向(国連大使)	婦人労働課長
1983年			婦人少年局長	婦人労働課長
1984年			婦人局長	官房課長
1985年			婦人局長	官房審議官
1986年			出向(ウルグアイ大使)	婦人局長
1987年			出向(ウルグアイ大使)	婦人局長
1988年			出向(ウルグアイ大使)	婦人局長
1989年				婦人局長
1990年				婦人局長
1991年				出向(ケニア大使)
1992年				出向(ケニア大使)
1993年				出向(ケニア大使)
1994年				出向(ケニア大使)
1995年				
1996年				
1997年				
1998年				
1999年				
2000年				
2001年				
2002年				

注:本表のポスト記載については、キャリア官僚の定期人事異動が行われる夏期(7月-8月)を基準とし、女性行政部局のポストについては 出典:人事興信所編『人事興信録』(各年版、人事興信所)、同盟通信社編『全国官公界名鑑』(各年版、同盟通信社)、秦郁彦編『日本近現 年版、時評社)を元に作成。

石井淳子 (1980年入省)	安藤よし子 (1982年入省)	定塚由美子 (1984年入省)	吉本明子 (1985年入省)	氏名 (入省年)
				1982年
				1983年
				1984年
				1985年
				1986年
				1987年
				1988年
				1989年
出向(鳥取県庁課長)				1990年
出向(鳥取県庁課長)	奈良労働基準局課長			1991年
出向(自治省補佐)	石川労働基準局課長	婦人福祉課長補佐		1992年
婦人福祉課長補佐	出向(自治省補佐)	出向(岡山県庁課長)	職業安定局課長補佐	1993年
婦人政策課長補佐	出向(自治省補佐)	出向(岡山県庁課長)	出向(秋田県庁課長)	1994年
出向(厚生省)	官房政策調査部課長補佐	出向(自治省補佐)	出向(秋田県庁課長)	1995年
出向(厚生省)	官房政策調査部課長補佐	出向(自治省補佐)	職業安定局課長補佐	1996年
婦人労働課調査官	婦人政策課企画官	婦人労働課長補佐	出向(自治省補佐)	1997年
出向(松戸市助役)	女性福祉課室長	労政局課長補佐	出向(自治省補佐)	1998年
出向(松戸市助役)	大阪女性少年室長	出向(外郭団体)	女性政策課長補佐	1999年
労働基準局課長	出向(総務庁)	出向(外郭団体)	女性政策課長補佐	2000年
労働基準局課長	出向(総務省)	官房総務課企画官	総務課長補佐	2001年
雇用均等政策課長	出向(総務省)	官房総務課企画官	出向(小松市助役)	2002年
雇用均等政策課長	出向(滋賀県副知事)	出向(内閣府参事官)	職業能力開発局室長	2003年
雇用均等政策課長	出向(滋賀県副知事)	出向(内閣府課長)	出向(農林水産省課長)	2004年
雇用均等政策課長	出向(滋賀県副知事)	出向(内閣府課長)	出向(農林水産省課長)	2005年
労働基準局部長	雇用均等政策課長	出向(内閣府課長)	出向(農林水産省課長)	2006年
労働基準局部長	雇用均等政策課長	職業家庭両立課長	職業能力開発局課長	2007年
労働基準局部長	雇用均等政策課長	職業家庭両立課長	労働基準局課長	2008年
大阪労働局長	労働基準局分析官	職業家庭両立課長	雇用均等政策課長	2009年
官房審議官	労働基準局分析官	社会・援護局課長	雇用均等政策課長	2010年
官房審議官	埼玉労働局長	社会・援護局課長	雇用均等政策課長	2011年
官房審議官	埼玉労働局長	社会・援護局課長	職業能力開発局課長	2012年
雇用均等・児童家庭局長	労働基準局部長	総務課長	出向(愛知県副知事)	2013年
政策統括官	雇用均等・児童家庭局長	出向(内閣人事局審議官)	出向(愛知県副知事)	2014年
社会・援護局長	雇用均等・児童家庭局長	出向(内閣人事局審議官)	官房審議官	2015年
	政策統括官	社会・援護局長	官房審議官	2016年
	人材開発統括官	社会・援護局長	中労委事務局審議官	2017年
		大臣官房長	人材開発統括官	2018年
		人材開発統括官	中央労働委員会事務局長	2019年
			中央労働委員会事務局長	2020年
			中央労働委員会事務局長	2021年

氏名 (入省年)	坂本由紀子 (1972年入省)	北井久美子 (1976年入省)	村木厚子 (1978年入省)	伊岐典子 (1979年入省)
1982年	山梨労働基準局課長			
1983年	官房課長補佐			
1984年	労政局課長補佐	出向(滋賀県庁課長)		
1985年		出向(滋賀県庁課長)		
1986年	出向(自治省補佐)	職業安定局課長補佐		
1987年	労働基準局課長補佐	婦人政策課長補佐	島根労働基準局課長	
1988年	労働基準局企画官	婦人政策課長補佐	島根労働基準局課長	
1989年	婦人労働課調査官	職業安定局課長補佐	婦人政策課長補佐	出向(山梨県庁課長)
1990年	婦人労働課調査官	官房総務課長補佐	婦人政策課長補佐	出向(山梨県庁課長)
1991年	職業安定局課長	官房総務課長補佐	婦人政策課長補佐	婦人福祉課長補佐
1992年	職業安定局課長	職業安定局課長	官房政策調査部課長補佐	婦人政策課長補佐
1993年	職業安定局課長	職業安定局課長	婦人政策課企画官	職業安定局課長補佐
1994年	婦人政策課長	婦人福祉課長	婦人政策課企画官	職業安定局企画官
1995年	婦人政策課長	婦人福祉課長	婦人労働課調査官	大阪婦人少年室長
1996年	出向(静岡県副知事)	婦人政策課長	婦人労働課調査官	大阪婦人少年室長
1997年	出向(静岡県副知事)	婦人政策課長	職業安定局課長	職業安定局課長
1998年	出向(静岡県副知事)	女性政策課長	職業安定局課長	庶務課長
1999年	官房審議官	出向(静岡県副知事)	女性政策課長	庶務課長
2000年	官房審議官	出向(静岡県副知事)	女性政策課長	庶務課長
2001年	労働基準局部長	中労委事務局次長	雇用均等政策課長	職業安定局課長
2002年	職業能力開発局長	中労委事務局次長	社会・援護局課長	労働基準局課長
2003年	職業能力開発局長	官房審議官	社会・援護局課長	労働基準局課長
2004年		官房審議官	社会・援護局課長	出向(外郭団体)
2005年		雇用均等・児童家庭局長	社会・援護局課長	出向(外郭団体)
2006年		雇用均等・児童家庭局長	官房審議官	出向(外郭团体)
2007年		中央労働委員会事務局長	官房審議官	出向(独法行政法人)
2008年			雇用均等・児童家庭局長	中労委事務局次長
2009年			官房付	官房審議官/雇児局長
2010年			出向(内閣府政策統括官)	出向(独法行政法人)
2011年			出向(内閣府政策統括官)	出向(独法行政法人)
2012年			社会・援護局長	出向(独法行政法人)
2013年			厚生労働事務次官	東京労働局長
2014年			厚生労働事務次官	
2015年			厚生労働事務次官	
2016年				
2017年				
2018年				
2019年				
2020年				
2021年				

第四章で分析したように、女性官僚一六人の女性行政部局の経験率は一〇〇%に上る。それでは、女性官僚一六人の女性行政部局におけは一〇〇%に上る。それでは、女性官僚一六人の女性行政部局におけず一夕を元に、(1)局長、(2)総務課、(3)雇用機会均等課、(4)有期・短時間労働課および在宅労働課、(5)職業生活両立課、(6年少労働課の順にが付款をする。なお、本章で使用するデータの性質上、女性行政部局の経験率所属課名が頻繁に登場するが、これらの所属課の変遷については、所属課名が頻繁に登場するが、これらの所属課の変遷については、所属課名が頻繁に登場するが、これらの所属課の変遷については、所属課名が頻繁に登場するが、これらの所属課の変遷については、同時の対象に対している。

(1) 局 長

統括官の吉本明子であった。 女性行政部局の局長には、女性官僚一三人が任命された。内訳は、 女性行政部局の局長に任 用均等・児童家庭局長)が六人である。なお、女性行政部局の局長に任 用均等・児童家庭局長)が六人である。なお、女性行政部局の局長に任 用均等・児童家庭局長)が六人である。なお、女性行政部局の局長には、女性官僚一三人が任命された。内訳は、

あった赤松は、男女雇用機会均等法の立法作業当時を振り返り、「〔国なる。一九八二年から一九八六年まで婦人少年(婦人)局長の地位に局長の職務的性格については、赤松良子と村木厚子の回想が参考と

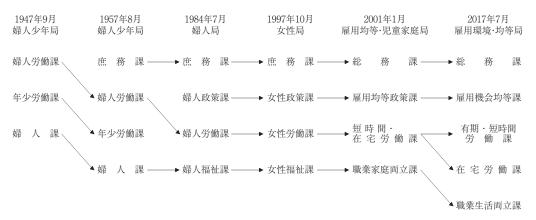
会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員にる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員にる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員たる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員にる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員にる局長自身の会審議で」質問の矢面にたって答弁するのは政府委員にる局長自身の会審議で」

(2) 総務課

最後の庶務課長が、初の女性課長となった伊岐典子であった。 働省期の二人(定塚由美子、吉本明子)の計三人を数えることができる。 働省期の二人(定塚由美子、吉本明子)の計三人を数えることができる。 働省期の二人(定塚由美子、吉本明子)の計三人を数えることができる。 働省期の二人(定塚由美子、吉本明子)の計三人を数えることができる。

総務課長に七人が任命されているが、全員が男性官僚であった。その―二〇一二年にも確認される。右記の期間、雇用均等・児童家庭局の―また、こうした男性官僚優位の状況は、厚生労働省期の二〇〇一年

総務課の経験人数については、労働省期の一人(伊岐典子)と厚生労



[図4] 労働(厚生労働)省女性行政部局の所属課の変遷

- 注:厚生労働省期の雇用均等・児童家庭局(2001年1月-2017年7月)と雇用環境・均等局(2017年7月-現在)については、労働省女性局から 移管した所属課のみを記載し、2001年に厚生省児童家庭局から移管された4課(家庭福祉課、育成環境課、保育課、母子保健課)、2017 年に厚生労働省労働基準局から移管された勤労者生活課は、本図から省略した。
- 出典:労働省女性局監修・女性労働協会女性と仕事の未来館編『未来を拓く一労働省女性行政半世紀のあゆみ一』(女性労働協会女性と仕事 の未来館、2000年、126-127頁)、労働省史編集委員会編『労働省史』(厚生労働省、2001年、58、385、649、1043、1051頁)、厚生労 働省「厚生労働省の組織再編について」(2017年7月4日)、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000169973. html)を元に作成。

性官僚 岩田喜美枝、

が配置

置され

た。

ポ

ス

别

で

は

伊

岐

典

子

を除く九

人が課

長 人

北井久美子、

石井淳子、

安藤よし子、

吉

本

機会均等課

K

は

九

子四

[年入省

0)

松原

亘

子以

降

 \bigcirc

0)

女

子

の六人が課長就任

前に、

課長補佐 村木厚子、

É

企

画官

を経験して

る

雇 用 機 会均 等課

(3)

課長

ポ

ス

1

に

は

男

(性官僚五

人

女性官僚

人

が

任命され

7

い

る

後

雇

甪

均

等

児

童

家庭局

=

七

年以

降

用

環 ストに

境

均

等

高

0)

政 政 法成立後 策課(一 策課 '遡ることができる。 組織 年に男 な 向 方、 Ŀ l, 問 で 0 が 森山 新たに 題 女平等法制 あるこ は を見据 九 九七年 買員弓、 0) 雇 えて、 設置され 関 とによる。 用 連 機 政 化 高橋久子、 会均等課が 雇用均等政 男 策 赤松良子 準備室を解散 女雇 も統合さ そこに、 雇 用機· 用機会均等課の 赤松良子、 Ó 策課(ħ 口 女性行政 会均等行政 t:2 婦 |想録によれ して設置 人課 $\vec{\circ}$ その 0 部 佐藤ギン子 が 所掌 言され を取 後 起源をたど 局 年 ば 0) 中 婦 た L ŋ 雇 扱 男 で、 人政 7 用機会均等課 がう課. 分雇用 の名前 婦 い 策課 人政 た 最 n ば ٤ b 「女性 は L 機 策 歴 が 会均 7 課 史 4 女性 九 あ 婦 0) 0 K 浅 地 ま

七年)と課名変更を重

ね

現

在

に至っている

(図4)

後、 「女性 が能力 イ ーアス 年に をきち が な る か ٤ か L n ٤ 当 が 評 時、 ち 価 な女性 į 厚 て、 生 一労働 の能力評 L か 大臣 る こべきポ [価を、 Iであっ ス きちん た小宮山 トに ٤ 女性 洋子 す が

をつけること」

を示

その

結果、

伊

岐以

来、

人目

本省女性課長

となる定塚由美子 を重視する方針

が、

総

務課

長

0) 雇

ポ

. 起

用

だされ

的に、 課長、 (一九九七年)に結実させたことを回想している。 状・対策を研究すべく、 玉 を歴任した村木厚子は、 .内で問題意識が立ち遅れていたセクシャルハラスメント問題の現 ちなみに、 初代厚生労働省雇用均等政策課長と、雇用機会均等課のポスト セクハラ防止措置の義務化を定めた男女雇用機会均等法の改正 婦人政策課の課長補佐と企画官、 省内に「セクハラ研究会」 課長補佐時代(一九九〇年)、諸外国と比べ、 労働省最後の女性政策 を立ち上げ、 最終

無である

(4) 有期·短時間労働課、在宅労働課

を分割して設置された課である。等局が新設された際、旧雇用均等・児童家庭局の短時間・在宅労働課課(在宅労働対策・家内労働対策を所掌)は、二〇一七年に雇用環境・均額期・短時間労働課(非正規労働者の均等・均衡待遇を所掌)と在宅労働

短時間・在宅労働課(二〇〇一年)と二度行われている。 一九四七年に設置された婦人労働課(女性労働者の労働条件・労働保護・労働問題を所掌)にまで遡る。その後、一九八四年に婦人少年局が改組労働問題を所掌)にまで遡る。その後、一九八四年に婦人少年局が改組労働問題を所掌)にまで遡る。その後、一九八四年に婦人少年局が改組労働問題を所掌)にまで遡る。その後、一九八四年に婦人少年局が改組労働問題を所導という。

佐藤ギン子)は、課長補佐と課長の二つのポストを経験していた。それれる。すなわち、一九五〇年代に入省した三人(高橋久子、赤松良子、し、経験したポストの傾向については、入省年による二極化が認めらし、経験

官の各ポストは経験しているものの、課長ポストの経験はいずれも皆由紀子、村木厚子、石井淳子、定塚由美子)は、課長補佐、調査官、企画に対し、一九六〇年代以降に入省した六人(松原亘子、岩田喜美枝、坂本

です」と述べている。 当時を振り返り、「思えば、 主査には、 平等法制化準備室の次長には、 男女雇用機会均等法の立法政策の場であった。男女雇用機会均等法は 気力すべてが充実したこの時期を、 法制化準備から国会提出・成立に至るまで長い期間を要したが、 一九八四年に婦人政策課が設置される以前において、 女性労働課企画官の松原亘子が充てられている。(29) 三七歳から四六歳という、 女性労働課長の佐藤ギン子が、 全部均等法作りに私は捧げたわけ 知力、 女性労働課は 松原は、 体力、

(5) 職業生活両立課

職業生活両立課となった。職業生活両立課となった。職業生活両立課となった。

職業生活両立課の経験人数は、課長五人、課長補佐二人、室長一人、

言すると、

女性行政部局における年少労働課の歴史は、

一九八四

年に終焉を迎えることになる。

(最終)答申で、

婦人少年局から年少労働行政事務を関係各部局に移管

一九八四年に年少労働課は廃止さ

一九八三年の臨時行政調査会の第五次

することが提言されたことを受け、

年少労働行政事務は労働基準局賃金福祉部に移管された。

女性官僚一六人の配置先を分析すると、

ポストのラン

のように、

た。 働省期に職業家庭両立課を経験しているのは、定塚由美子のみであっ期の婦人課、婦人福祉課、女性福祉課が大半を占める。他方、厚生労課長補佐および課長一人の合計九人である。時期別にみると、労働省

いったと理解することができよう。ものの、厚生労働省期の職業生活両立課は、キャリアパスから逸れて人(婦人福祉、女性福祉)課は、キャリアパスの一部に組み込まれていたこのことから、局長ポストに進む女性官僚にとって、労働省期の婦

(6) 年少労働課

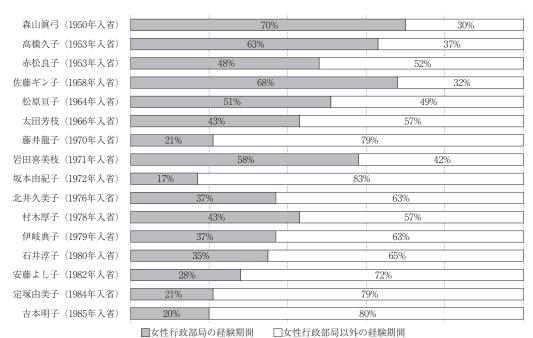
年少労働課長のポストを男性官僚が独占してきたからである。年少労働課の経験人数は、課長補佐で配置された赤松良子一人のみである。年少労働課は、一八歳未満の年少労働課長に就任した者は「表」のデータをみる限り、女性官僚で年少労働課長に就任した者は「表」のデータをみる限り、女性官僚で年少労働課長に就任した者は「表」のデータをみる限り、女性官僚で年少労働課長に就任した者は「表」のデータをみる限り、女性官僚で年少労働課長の常久と同様、「国」のデータをある。

<u>=</u>% 僚にとって、 年の組織改正以降、 て、 推移からも明らかなように、 課が五六%、 となったことを表しているといえる。 験率で表せば、 クや所属課の違いによって、 ターンに置き換わったことは、 婦人課長―婦人労働課長―局長のキャリアパターンが、 有期・短時間労働課および在宅労働課が五六%、 男女雇用機会均等行政の政策立案能力・経験が必須条件 年少労働課が六%となっていた。 局長が八一%、 婦人(女性、 経験人数にかなりの差が認められる。 課長ポストと局長ポストの連関性につ 総務課が一九%、 雇用均等)政策課長―局長のキャリ 将来的に、 局長ポストに進む女性官 また、 雇用機会均等課が六 表 職業生活両立 のデー 一九八四

六 結 論

果を要約すると、つぎのようになる。 女性官僚一六人のキャリアパスについて、これまで分析してきた結

- (1)学歴は、出身大学については東京大学偏重の傾向が認められる一生較した結果、両者に差はみられないことが確認された。と、必ずしも法科偏重主義ではなかったことが明らかとなった。と、必ずしも法科偏重主義ではなかったことが明らかとなった。目長(局長級)の平均値を、キャリア官僚の標準的な昇進モデルとと、必ずしも法科偏重主義ではなかったことが確認された。
- 大臣官房を中心として、その周辺に、労働基準局、労政局、職業(3)労働(厚生労働)省本省の内部部局の配置傾向は、女性行政部局と



[図5] 労働(厚生労働)省における女性行政部局の経験期間 注:課長補佐就任から退官までの期間を対象とし、女性行政部局とそれ以外の部局をパーセンテージで表示した。

女性行

政部局

とそれ以外

0

部局

で色分けした

図 5

にも表れて

る

をすると、

九五〇年代―一九六〇年代の入省者

女性行政部局 入省年順に整理

を中心にキ

t ij

Ź

パ

スを形成していたが、

九八〇年代の入省者は、

女性行政部局以外

ての部局

で

0)

キャリ 九七〇年代

ア

あ

出典:人事與自病權:人事與自務權:人事與自務權:人事與自所, 同盟通信社編 "全国官公界名鑑』(各年版、同盟通信社)、秦郁彦編 "日本近現代人物履歷事典』(第2版、東京大学出版会、2013年)、米盛幹雄編 "労働省名鑑』(各年版、時評社)、米盛康正編 "厚生労働省名鑑」 (各年版、時評社)を元に作成。

ے

0)

とは、

女性官僚一

六人の課長補佐就

任

から

退官まで

0)

期

間

を

5_°

から、

時代を経るにつ

れ

省期

に で

組

織的

基盤

が

確立され

女性官僚一六人のキャリア

í٩

ス

は、

女性行政

部局

を中心とし

た

\$

0)

なってい

V,

在宅労働課

Ŧī.

六%、

職業生活両立課五六%、

年少労働課六%

ح

務課

九%

用機会均等課六三%、

有期

短

時間労働

課

お %

政 ッジ

部

局

P,

旧

厚生

一省系

0)

内 労働

部

部

局

ある社

会

援

護

局

b

重 た労働

視

L

た

エ

ネラリスト」

的性格を帯びて

い

ったと結論づけることができ

女共 厚生 障害者自立支援法(二〇〇五年)および生活困窮者自立支援法(二〇 スを蓄積するように 稿で分析してきた女性官僚のキャリアパスの傾向と完全に合致する 0 同 労 立法過程 参画 働省と内閣官房 行政 に関する や女性活躍推進 たなる。 エピソー 内閣府を往復するキャリア 村 木厚子(一 0 ため の施策 定塚由美子(一 九七八年 水に携 -入省) わ ĵ٩ 9 0) てきたことは34 スを形成 九八四年入省 口 一想録に

Ĺ

男

が

労働 1 た傾向が認められる。 (厚生 一労働 省の女性行政 節局 ど お け Ź 配 置 傾向 は、 局 長 八

(4)

安定局、 人材開発統括官、 社 会 援 護 局 政策統括官が 配 ž

- 1 三一頁。 改革は人事システムをどう変えたか―』第一法規、二〇一九年、二六― 化と実態」大谷基道・河合晃一編『現代日本の公務員人事―政治・行政 働研究雑誌』第六三七巻、二〇一三年八月、三九―四〇頁、 僚の昇進構造―警察庁のキャリアデータに基づく実証分析―」 一五年八月、二五―二九頁、河合晃一「第一章 官僚人事システムの変 Journal of Economics and Information Science』第六○巻第一号、二○ とく―』勁草書房、二〇〇九年、 ―」御厨貴編『変貌する日本政治─九○年代以後「変革の時代」を読み 析の手法による論文は、内閣(内政)審議室長および内閣官房副長官補 年入省の自治官僚を取り上げた河合晃一(二〇一九年)、キャリアパス分 九七一年入庁の警察官僚を分析した一瀬敏弘(二〇一三年)や、 (自治省系)を一体的に分析した大谷基道(二〇一五年)がある。高橋洋 (内政)を扱った高橋洋(二〇〇九年)や、自治事務次官―総務事務次官 「自治官僚の昇進と地方出向―出世コースと出向先との関係―」『NUCB 第五章 最近の研究成果として、キャリアツリー分析の手法による論文は、一 内閣官房の組織拡充―閣議事務局から政策の総合調整機関へ 一四五—一五〇頁、一瀬敏弘「警察官 大谷基道 一九八一 『日本労
- (2) 牧原出「戦後日本の「内閣官僚」の形成」『年報政治学』第五五巻、二〇〇四年、四九―五二頁、牧原出「第三章 日本の男女共同参画の制度―』東北大学出版会、二〇〇五年、六二―六四頁、牧原出「第九章題―』東北大学出版会、二〇〇五年、六二―六四頁、牧原出「第九章惠―』東北大学出版会、二〇〇五年、六二―六四頁、牧原出「第九章あの中の「内閣官僚」の形成」『年報政治学』第五五巻、治学』東京大学出版会、二〇〇六年、三〇〇―三〇六頁。
- 吉川弘文館、二〇一三年、一五七―一七〇頁。合女性史学会編『女性官僚の歴史―古代女官から現代キャリアまで―』《3》 金子幸子「労働省婦人少年局と女性官僚たち―第一期を中心に―」総
- の変容と専門性―」『東海大学紀要政治経済学部』第四九号、二〇一七(4) 出雲明子「内閣人事局設置後の官僚人事―キャリアパスからみる人事

年九月、八頁。

- 員人事』九○─九二頁。 (5) 芦立秀朗「第四章 幹部人事と政治介入制度」前掲『現代日本の公務
- ―」『年報行政研究』第四三号、二〇〇八年五月、一六三―一六五頁。(6) 西岡晋「少子化社会と厚生行政組織―「傍流」にとどまる児童家庭局
- 化対策」化―』ナカニシヤ出版、二〇二一年、一九七―二〇二頁。(7) 西岡晋『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制―家族政策の「少子

8

- 『大原社会問題研究所雑誌』第七六一号、二〇二二年三月、六三―八一六四―八七頁、近藤貴明「厚生労働)省保護課長のキャリアパス分析―社会局期(一九九二年)を放象に―」『大原社会問題研究所雑誌』第七四七号、二〇二一年一月、対象に―」『大原社会問題研究所雑誌』第七四七号、二〇二一年一月、大四―八七頁、近藤貴明「厚生労働省社会・援護局長のキャリアパス分析」『大原社近藤貴明「厚生労働省社会・援護局長のキャリアパス分析」『大原社近藤貴明「厚生労働省社会・援護局長のキャリアパス分析」『大原社
- (9) 松本清張『現代官僚論』文藝春秋、一九六三年、一一―一二頁
- (1) 西尾隆『公務員制』東京大学出版会、二〇一八年、五一—五二頁。
- 木厚子・秋山訓子編『女性官僚という生き方』岩波書店、二〇一五年、(11) 定塚由美子・西垣淳子「第二章 ワークライフバランスを求めて」村
- 生き方』二頁。 (12) 村木厚子「第一章 公務員の仕事は「翻訳」」前掲『女性官僚という

三四—三五頁

- 閣官房内閣人事局、二〇一六年、四〇頁。(13) 内閣官房内閣人事局『国家公務員女性幹部職員からのメッセージ』内
- (1)一十一頁。
- 大森彌『官のシステム』東京大学出版会、二〇〇六年、一〇二頁。

15

―四三四頁。 ―四三四頁。 ――四三四頁。

- 17 会・援護局長〕報告書。研究代表者菅沼隆、JSPS科研費® 16日 生行政のオーラルヒストリー 炭谷茂〔元環境事務次官 元厚生省社 03718、二〇一七年、四頁 炭谷茂(述)・岩永理恵・田中聡一郎・菅沼隆・中尾友紀(聞き手) 『厚
- 経BP社、二〇一一年、一四六―一四七頁 村木厚子『あきらめない―働くあなたに贈る真実のメッセージ―』 _ 日
- 19 赤松良子『均等法をつくる』勁草書房、二〇〇三年、六頁

33

- 20 村木厚子『公務員という仕事』筑摩書房、二〇二〇年、一八五頁。
- 21 前掲『均等法をつくる』一三六頁。
- 22 前掲『あきらめない』一四七頁。
- 二八—一二九頁。 半世紀のあゆみ―』女性労働協会女性と仕事の未来館、二〇〇〇年、一 修・女性労働協会女性と仕事の未来館編『未来を拓く―労働省女性行政 資料七 女性局歴代幹部名簿(局長・課長・室長)」労働省女性局監
- 藤善典の七人。いずれも厚生省出身の男性官僚であるが、その背景には 置されたことが経緯にあるものと推察される。 雇用均等・児童家庭局が労働省女性局と厚生省児童家庭局を合併して設 皆川尚史、中村吉夫、高井康行、香取照幸、高倉信行、 田河慶太、伊
- 25 小宮山洋子『厚生労働大臣・副大臣七四二日』八月書館、二〇一二年
- 26 子、田中仁志、源河真規子となっていた。ちなみに、古川、横幕、川又 横幕章人、川又竹男、雇用環境・均等局総務課長が岸本武史、堀井奈津 の三人は厚生省出身、岸本、堀井、田中、 ポスト別に整理すると、雇用均等・児童家庭局総務課長が古川夏樹、 源河の四人は労働省出身であ
- (27) 前掲『均等法をつくる』一三八頁
- を考える』KADOKAWA、二〇一八年、一六二―一六五頁 前掲『あきらめない』一二三―一二七頁、村木厚子『日本型組織の病
- 前掲『均等法をつくる』三八頁。
- 森山眞弓・高橋久子・赤松良子・佐藤ギン子・高橋柵太郎・松原亘

- 子・太田芳枝「女性行政五〇年を回顧して」前掲『未来を拓く』六七頁 前揭「資料七 女性局歴代幹部名簿(局長・課長・室長)」一二八頁。
- 31 に、男性官僚一八人が年少労働課長に任命された。 一九四七年(年少労働課設置)から一九八四年(年少労働課廃止)までの間
- 32 労働省史編集委員会編『労働省史』厚生労働省、二〇〇一年、六四八 六四九頁。
- 八三頁をそれぞれ参照のこと。 援法に関するエピソードについては、前掲『公務員という仕事』六九-五頁、前掲『公務員という仕事』 一五五―一五八頁、 い』一四一―一四四頁、前掲『日本型組織の病を考える』一七一―一七 障害者自立支援法に関するエピソードについては、前掲『あきらめな 生活困窮者自立支
- 34 ンスを求めて」四〇―四三頁。 である「女性が輝く社会」の推進に携わった。前掲「ワークライフバラ DV防止法)の法改正、内閣人事局で第二次安倍政権の重要政策の一つ 内閣府で男女共同参画基本計画の改定や配偶者暴力防止法(いわゆる